

農用地利用集積計画書

農業生産法人

大阪府茨木市

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の支払猶予
利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (2) 解約権に当たっての相手方の同意
甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、相手方の同意を得ることにより解約できるものとする。
- (3) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (4) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (5) 租税公課の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- (6) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (7) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (8) 利用権取得者の責務
乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (9) その他
この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

3 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

整理番号		農業生産法人名																	
利用権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²		利用権の設定等を受ける農業生産法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²		利用権の設定等を受ける農業生産法人の事業の状況 (C)				利用権の設定等を受ける農業生産法人の主な家畜の飼養の状況 (F)		利用権の設定等を受ける農業生産法人の主な農機具の所有の状況 (G)									
				事業の種類															
				農畜産物名		関連事業等の内容						左記以外の事業の内容							
				現在		現在						現在							
農地		農地		権利取得後		権利取得後		種類		数量									
採草		採草		権利取得後		権利取得後													
放牧地		放牧地		権利取得後		権利取得後													
その他		放牧地		権利取得後		権利取得後													
事業の実施状況及び事業計画																			
農業		左記以外の事業																	
3年前		3年前																	
2年前		2年前																	
1年前		1年前																	
初年度		初年度																	
2年目		2年目																	
3年目		3年目																	
利用権の設定等を受ける農業生産法人の構成員の状況 (D)						利用権の設定等を受ける農業生産法人の業務執行役員の状況 (E)													
氏名・名称		議決権又は株式の数		法人への農地等の権利設定・移転 権利の種類		面積		年間農業従事日数 前年実績 見込み		法人と構成員との取引関係等の内容		氏名		住所		年間農業従事日数			
																前年実績		見込み	
雇用労働力 (年間延日数)				人日															